

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年1月23日（金） 9：48～10：03

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

西川公也 国務大臣（農林水産大臣）

宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）

太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）

望月義夫 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）

中谷元 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

竹下亘 国務大臣（復興大臣）

山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）

山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

欠席：下村博文 国務大臣（文部科学大臣）

塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官

世耕弘成 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○政令 6件

○人事 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「天皇皇后両陛下のパラオ国御訪問」について、御決定をお願いいたします。本件は、戦後70年に当たり、戦争により亡くなられた人々を慰靈し、平和を祈念するため、また、我が国とパラオ国との友好親善関係に鑑み、天皇皇后両陛下に、本年4月8日から翌9日までの間、同国を御訪問願うこととするものです。なお、パラオ国政府からは、両陛下に対し、同国を御訪問願いたい旨の招請がありました。また、本件決定に併せ、「内閣総理大臣談話」について、御決定をお願いいたします。お手元の談話案を朗読いたします。

この度、天皇皇后両陛下におかれましては、戦後70年に当たり、パラオ共和国を慰靈のため御訪問されることになりました。

両陛下には、戦後60年に当たる10年前、戦争により亡くなられた人々を慰靈し、平和を祈念されるため、サイパン島を御訪問いただきました。戦後70年の節目の年に当たる本年は、政府として、天皇皇后両陛下に、同じ趣旨から、先の大戦の激戦地であり、海外における主要な戦跡の一つとして政府により「西太平洋戦没者の碑」が建立されているパラオ共和国への御訪問をお願いすることとした次第です。

パラオ共和国政府からは、これまで、両陛下に同国を御訪問いただきたいとの招請が寄せられており、また、昨年12月、同国のレメンゲサウ大統領が訪日された際には、大統領から両陛下に対して改めて直接御招待を頂きました。

両陛下は、かねてから、先の大戦により亡くなられた全ての人々の冥福を祈り、遺族の悲しみを忘れることなく、世界の平和を願い続けていきたいとのお気持ちを明らかにしておられます。こうした両陛下のお気持ちちは大変ありがたいことであると考えております。

今回の御訪問を通じて、日系人の方々も多く、日本と歴史的にも文化的にもつながりの深いパラオ共和国との友好協力関係が一層強化されるものと確信しております。

両陛下には、御日程をつつがなくお過ごしの上、御帰国になりますよう、心からお祈り申し上げます。

次に、東日本大震災四周年追悼式の実施について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び内閣官房長官から御発言があります。

次に、「日・ウルグアイ投資協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「会社法の一部改正法等の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令」は、同改正法等の施行に伴い、金融商品取引法施行令等の規定の整備を行うものであります。

次に、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、東日本大震災復興事業記念貨幣及び新幹線鉄道開業50周年記念貨幣の発行枚数等を定めるものであります。

次に、「特許法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年4月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、特許異議の申立て制度の創設に関する規定の整備等を行うものであります、「特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令」は、「意匠国際登録ジュネーブ改正協定」の実施のための規定を整備するものであります。

次に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、当分の間、中間貯蔵施設において廃棄物を保管する場合における廃棄物の収集又は運搬の基準の特例を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、宮沢経済産業大臣が世界経済フォーラム年次総会出席等のため本日から25日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、大阪高等裁判所長官大谷直人を最高裁判所判事に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、簡易裁判所判事に兼ねて任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、寺本滋外243名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「第189回国会の開会式におけるおことば案」について、御決定をお願いいたします。お手元の「おことば案」を朗読いたします。

本日、第189回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、永年にわたり、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

「おことば」があるまで、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、「おことば案」は、そのまま席上に置かれるよう、お願いいいたします。
○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から東日本大震災四周年追悼式の実施について、申し上げます。

追悼式は、来る3月11日、国立劇場において、天皇皇后両陛下の御臨席のもとに、各界代表の参加を得て行うこと。追悼式の実施のため、実行委員長は、内閣総理大臣とし、委員等は総理が委嘱すること。としております。

追悼式は昨年と同様に執り行うことと考えております。今後、関係方面とも密接な連携を取りつつ、速やかに諸般の準備を進め、その実施に万全を期すつもりでありますので、各位の御協力をお願いいいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：東日本大震災四周年追悼式につきましては、実行委員長は、私が務め、副委員長には、菅内閣官房長官、山谷内閣府特命担当大臣（防災）及び竹下復興大臣の3名に、また、実行委員には、各國務大臣、内閣官房副長官、内閣府の赤澤副大臣、松本大臣政務官等にお願いいたします。

追悼式の実施に遺漏なきよう、必要な準備事務は、山谷大臣を中心に行っていただきたい。

次に、宮沢大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、高市大臣を経済産業大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：次に、財務大臣の財政演説案について、御検討をお願いいたします。麻生財務大臣から、御説明をお願いいたします。

○麻生国務大臣：財政演説案の概要について御説明いたします。

演説案は、先に閣議決定いたしました「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を受けて提出することとなりました、平成26年度補正予算の大要について説明するものであります。

演説案では、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」について、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするとともに、その成果を地方に広く早く行き渡らせることを目指していると述べております。また、そのため、第一に、地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、第二に、しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すこと、第三に、災害復旧等の緊急対応や復興を加速化すること、という3点に重点を置いてとりまとめたこと等を述べております。

続けて、平成26年度補正予算の大要を説明しております。まず、一般会計の歳出面におきましては、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」等の実施に要する経費を計上していることを説明しております。次に、その財源として、歳出面において既定経費を減額するとともに、歳入面におきまして、税収や税外収入の增收を見込んでいるほか、前年度剰余金を計上していることを説明しております。その上で、必要な事業に要する財源を超える部分につきましては、財政健全化の観点から、公債金の減額に充てることとしている旨、説明しております。

また、特別会計予算等についても所要の補正を行うことを述べております。

以上、財政演説案の概要について御説明いたしました。御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：ただ今の御説明につきまして、特段の意見があれば、お願ひいたします。

これをもちまして、演説案の検討を終わります。

以上をもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された農林水産大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。御発言はございますか。

○安倍内閣総理大臣：邦人2人に対するＩＳＩＬによる誘拐事件についてであります。

現在、私は2人の救出に全力を尽くすべく、特にヨルダンをはじめとする関係各国に対し協力を要請しています。

我々としては、人命救助を第一と考え、あらゆる手段を尽くして邦人の救出に全力を尽くしています。

しかし同時に、テロに屈することはありません。また、政府の方針に変化が生じることはありません。今後も、事件の解決に、政府を挙げて、取り組んでまいります。皆さんも、ご協力をよろしくお願いします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

平成27年
1月23日 (金)

◎一般案件

- 資料あり ○天皇皇后両陛下のパラオ国御訪問について
(決定) (宮内庁・外務省)
- 〃 ○内閣総理大臣談話 (決定) (内閣官房)
- 〃 ○東日本大震災四周年追悼式の実施について
(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の署名について
(決定) (外務省)

◎政令

- 資料あり ○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令 (決定) (金融庁・財務省)
- 〃 ○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定) (財務省)
- 〃 ○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定) (経済産業省)
- 〃 ○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (決定)
(経済産業・財務省)
- 〃 ○特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- 〃 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定) (環境省)

◎人 事

- 資料なし ☆ 経済産業大臣宮沢洋一の海外出張について
(了解)
- 資料あり ○ 高等裁判所長官大谷直人を最高裁判所判事に任命
することについて(決定)
- 資料なし ☆ 判事小林久起外1名を簡易裁判所判事に兼ねて任
命し、判事兼簡易裁判所判事浜秀樹外1名の兼
官を免ずることについて(決定)
- 資料あり ☆ 岡山大学名誉教授寺本滋外243名の叙位又は
叙勲について(決定)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成27年
1月23日〕(金)

◎一般案件

資料あり ○ 第189回国会の開会式におけるおことば（案）
(回収) (決定) (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]